

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園 ポニーのすみれちゃん】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

4 月
No.212

I. 地銀と中小企業の運命	P 1
II. 農地法第3条の農地の権利移動に係る下限面積要件が廃止	P 4
III. 相続土地国庫帰属制度が始まります	P 6
IV. 奨学金返還支援制度を導入してみませんか？	P 7
V. 消費税の免税購入対象者が変わります	P 9
VI. 令和6年4月より適用「建設業の時間外労働の上限規制」	P 10
VII. 【会社法シリーズ⑥】株主総会議事録の作成について	P 11
VIII. 私の履歴書 17 温泉旅館の再生②	P 12
事務所カレンダー・編集後記	P 14



コロナ融資の返済開始が近づいてきました。コロナによる各種行動制限も解除され、街には人が溢れインバウンド消費も活発になってきています。一方、4月現在、日銀の短観では原材料の高騰を理由に上場企業でも製造業は5期連続の悪化となっており、景況や中小企業の状況もまだまだ先行きは不透明です。この状況に中小企業や、それをサポートする者に何が出来るのか、それを示唆する書籍が刊行されました。橋本卓典氏の「地銀と中小企業の運命」です。過去に刊行された同氏の「捨てられる銀行」は当時の地方銀行の在り方に一石を投じる書籍でした。(経済書籍のベストセラーにも名を連ね、シリーズも4冊を重ねました) 今回の書籍も発行された時から脚光を浴びています。

今回の内容は、特に今後地方の「金融機関」と「中小企業」はどうやって生き残っていくのか、その方向性が示唆されています。特に興味深いのが優良企業を紹介するのではなく、再生した企業や再生中の企業を紹介している点です。コロナの影響が抜けない地方経済に身を置く者としては、非常に身近な内容でした。

1. ゼロゼロ融資によって振りまかれた問題

コロナ対応により実施された40兆円もの実質無利子・無担保融資の「ゼロゼロ融資」は、債務不履行になった場合にも金融機関は保証協会に「代位弁済」を求める事が出来る事から、中小企業の実質的な最大債権者が、金融機関から「国(国民)」に変わってしまいました。本来、地元企業の最大債権者であるはずの地元金融機関の地位が、国に取って代わられてしまったのです。そうすると、どうしても地元金融機関の融資企業への対応が「他人事」となり熱量に違いが出て来てしまっているようです。

ゼロゼロ融資のもう一つの問題点は、その数です。現在保証協会の保証許諾数は(2022年1月末で)約195万件、仮に1割が返済困難となれば20万社近くの企業に対して対応が必要と言う事になります。これは現状の金融機関や専門家の対応能力を遥かに上回る数字です。2023年1月から開始された「借換保証制度」は、企業の策定する「経営行動計画書」があれば100%保証の融資は100%保証で借換が可能となる制度ですが、金融機関の伴走が必須事項となっています。「他人事」の状態としたら対応能力を上回る数を対応することは難しいでしょう。

2. 金融機関の抱える問題点

ゼロゼロ融資の出口対応が求められる金融機関ですが様々な問題を抱えています。

(1) 顧客対応の問題

現在の金融機関の問題点は金融機関の担当者に対応する企業は以下の様になっています。

- ① メガバンク：担当1人が企業1社を担当
- ② 信金・信組：担当1人が20~40社を担当
- ③ 地方銀行：担当1人が約150社を担当



我々が日々対応していただいているのは③の地方銀行が多いと思いますが、この数を担当していたのでは確かに細かい対応は難しいでしょう。日々時間に追われ、営業、会議、報告と、目の回る忙しさでしょう。更に働き方改革で、夕方には職場を出ねばならず、時間には限りがあります。

時間的に余裕が無い状況でありながら、依然ノルマがあれば、新規貸付や他からの借り換えを優先し「顧客の声」「悩み」には本質的には応えられません。

(2) リスク評価の問題

本来、金融機関にとってリスクはチャンスであり、適切なリスク管理を行うことで収益を得られるはずですが、しかし、現在金融機関が債権の価値を高めても金融機関内では評価の対象にならないため、金融機関（担当者）はリスクを取りにくくなっています。このため、適切なリスク評価（管理）の手法や仕組みが無いことが問題です。

(3) 人材育成の問題

金融機関は、通常若手は低く、年配になると高くなるという一般的な給与制度を採用しています。キャリアの中途においては、能力や実績を正當に評価する仕組みが欠如していることが問題となっています。これではパフォーマンスが低下しても年齢を重ねるほどに会社にしがみつ়く傾向があるため、組織の活性化や新たなビジネスモデルの開発が難しくなります。

(4) 顧客基盤の問題

人口減少に伴い、地方銀行を含めた金融機関は、顧客基盤の縮小が進んでいます。このため、新たな顧客獲得に注力する「狩猟型金融」ではなく、既存顧客との関係性を重視し、顧客とともに成長する「農耕型金融」への転換を迫られています。

3. 金融機関が採るべき行動

上記の様に様々な問題を抱える金融機関ですが、当然座したままではありません。具体的な対策を実行に移しています。下記にその例をご紹介します。

(1) 余剰をつくる

金融機関が抱える問題の根源は「対応する時間やコストが無いこと」です。それに対しては、以下の施策で解決している例があります。

- ① 雑務や事務作業を請け負うバックオフィスセンターを設け、担当者の業務時間を確保する。(京都信金)
- ② 預金や融資、顧客取引システムの中核をクラウド化し、データを有効活用すると共にコスト削減を図り、浮いた時間とコストを担当者が顧客へ対応する時間へ振り分ける。(北國銀行)

(2) 人をつくる

こうした手段で作った時間で金融機関は「企業支援者」を育成する必要があります。企業を支援し「取引先企業の再生や成長」を促さなければ、金融機関自身も生き残れません。

北門信金の伊藤氏は企業支援者がすべき企業支援コミュニケーションを、以下の通りとしています。

- ① 企業支援者は、経営者が「自分の話」が時代や状況に通用しないことを自ら認め、前に踏み出すのを傾聴する「壁打ち相手」であること。
- ② 正解を持っていかないこと。企業支援者は奇想天外な秘策を繰り出すのが役目ではない。何が正解かなど誰にも解らない。
- ③ 相手の「視野」を想像すること。経営者は資金繰りの恐怖、債務者との関係、現場から上がる不満、守らなければならない家族。これらに晒されている経営者の視野で実現可能な計画を作成する必要があること。

(3) 窮境企業への対応

窮境企業への対応については板橋区立企業活性化センター、中嶋修センター長の経営改善チームの3つの取り組みが例に挙げられています。

1	病名の判定	債務超過なのか、赤字決算か、資金繰りの問題か、売上低下によるものか、粗利が出ないことか、後継者不在か、組織の問題か、等の診断を行う。
2	精密検査とヒアリング	なぜ赤字なのか、なぜ売上低下なのか等、「病気」の原因を明らかにし、症状に応じた最適な「処方箋」「治療法」を考える。
3	チーム医療	各分野の専門家が協力し「外科治療（構造改革）」「内科治療（収益改善策）」を行う。

中嶋センター長は「病名の特定なら人工知能にも出来る。経営改善支援と言う治療から逃げたはいけない。」と訴えています。また窮境企業への対応について追手門学院大学経済学部長の水野浩児教授の「重要なことは正解・不正解ではなく、今すぐに動き出すことです。動き出せば協力者が現れ、新たな展開が開けます。」という言葉が印象的でした。

4. 感想と我々企業支援者が選ぶべき道

かつての地域金融機関の役割は人口増加と経済成長の時代においては「大規模な資金供給」がその役目でしたが、人口減少と鈍化した経済成長の現代において全く別の役割を求められています。それは我々会計事務所も同じであり、既存の節税の需要だけでなく、様々な税務の対応が求められている事を感じます。最後に筆者の橋本氏は「付加価値や生産性を向上させるとはどういうことか?」という問いに対して「人の時間を大切にすることではないか。」と答えています。私も、例えば、人工知能などのテクノロジーを積極的に活用し、生産性の向上を目指し、顧客の問題解決の時間を捻出することが企業支援者のとるべき道であると考えます。





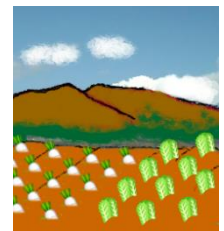
Ⅱ. 農地法第3条の農地の権利移動に係る下限面積要件が廃止

～ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 ～

農地法は平成21年に抜本改正が行われ、一般法人の賃借での参入規制の緩和など、農業への参入促進、農地の有効活用の見直しが行われてきました。今般、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和4年5月に公布され令和5年4月1日から施行となりました。この農業経営基盤強化促進法の改正では、同時に農地法の一部改正も行われ、これまで規定されていた農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が撤廃されました。法人等でも農業分野への参入をお考えの皆様は確認しておきましょう。

1. 農地の権利移動に係る下限面積要件の廃止

農業経営基盤強化促進法の改正では、認定農業者や新規就農者に対する支援と合わせて農地法の一部改正も行われ、多様な人材確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた農地の権利取得（所有権・賃貸借権等）時に求めていた下限面積要件が撤廃されました。



これまでも農業委員会（それぞれの自治体での取り決めで「空き家情報バンク制度」に登録された物件に付属する農地に関しては、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が1アールとする取り扱いをしていた自治体もありましたが、今回の改正では全面的な下限要件の撤廃となりました。

【農地法第3条2項の許可基準】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の全てを効率的に利用すること（第1号） 耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無について確認 	同左
<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な農作業に常時従事すること（第4号） 農作業への年間従事する日数（原則150日以上）について確認 	同左
<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の面積以上を耕作すること（第5号） 取得後の耕作面積が50a又は市町村等が定める別段の面積以上であること 	廃止
<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の農地利用に支障がないこと（第7号） 周辺農地の集約化や水利用への影響の有無についての確認 	同左

2. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

農業者の減少する中、生産の効率化・スマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図ることが、今回の農業経営基盤強化促進法と農地法の改正の目的です。その改正の概要は以下の通りです。

同法律は、

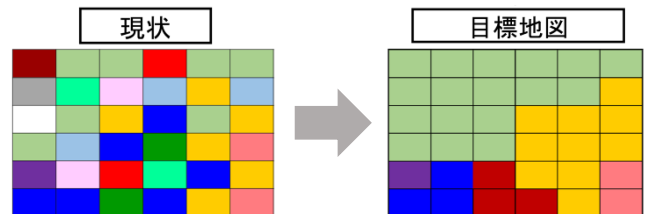
- ① 農業経営基盤強化促進法の一部改正
- ② 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

- ③ 農業委員会等に関する法律の一部改正
- ④ 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正
- ⑤ 農地法の一部改正（前述の下限面積要件の廃止）
- ⑥ 農業協同組合法の一部改正

から成り立っています。

(1) 地域計画の策定（人・農地プランの法定化）

市町村等による地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告）



(2) 農地の集約化等

- ① 農業委員会による農地所有者等による農地バンクへの貸付け等促進
- ② 通常地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置
- ③ 農地バンクは、農地の貸借等を促進
- ④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加
- ⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長（20年→40年）
- ⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定の義務化

(3) 人の確保・育成

- ① 都道府県が、農業経営・就農支援を行う体制を整備
- ② 認定農業者に係る措置
 - ・ 公庫が、認定農業者向けの「資本金劣後ローン」を融資
 - ・ 認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続をワンストップ化
- ③ 農地の取得に係る下限面積要件を廃止
- ④ 農協による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和

3. 今回の改正によるポイントと注意点



改正前は、農地取得などの場合に、受け手の経営面積が下限面積に満たないと許可されなかったものが、今後は面積の大小に関わらず、農地の権利取得が可能となり、農業参入がしやすくなります。ただし、下限面積以外の3要件は生きていますので、注意が必要です。

出典：農林水産省HP
（担当：監査部第1課）





Ⅲ. 相続土地国庫帰属制度が始まります

令和5年4月27日より、所有者不明土地の発生予防の方策として、相続等により取得した土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属法」が施行されます。

この制度が創設された背景には、土地利用ニーズが低下したことにより土地を相続したものの、手放したいと考える方が増加していることや、相続により土地を望まず取得した所有者の負担感が増して管理の不全化を招いていることがあります。

ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理を疎かにするモラルハザードが発生する恐れがあることを考慮し、以下のような要件を設けて法務大臣が審査を実施し、申請者が土地管理費相当額の負担金を納付する制度となっています。

1. 制度の要件

(1) 土地の要件：通常の管理・処分をするにあたり、過分の費用・労力を要する土地は除外

① 却下要件（直ちに過分の費用・労力を要すると扱われるもので、法務大臣は以下のいずれかに該当する場合には、承認申請を却下しなければならない）

- 建物の存する土地
- 担保権又は使用収益を目的とする権利が設定されている土地
- 通路その他の他人の使用が予定されている土地（墓地、境内地、現に通路・水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地）が含まれる土地
- 土壤汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
- 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

② 不承認要件（費用・労力の過分性について個別の判断を要するもので、法務大臣は以下のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地所有権の国庫への帰属について承認をしなければならない）

- 崖（勾配30度以上かつ高さ5m以上）がある土地の内、通常の管理に過分の費用・労力を要するもの
- 通常の管理・処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- 除去しなければ土地の通常の管理・処分をすることができない有体物が地上に存する土地
- 隣接する土地所有者等との争訟によらなければ通常の管理・処分をすることができない土地（隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地、使用収益が現に妨害されている土地）
- 通常の管理・処分をするにあたり、過分の費用・労力を要する土地
 - ・ 土砂崩落、地割れなどに起因する災害被害の発生防止のため、土地の現状に変更を加える措置を講ずる必要がある土地（軽微なものを除く）
 - ・ 鳥獣や病害虫などにより、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地（軽微なものを除く）
 - ・ 適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加的に必要な森林
 - ・ 国庫に帰属した後、国が管理に要する費用以外の金銭債務を法令の規定に基づき負担する土地
 - ・ 国庫に帰属したことに伴い、法令の規定に基づき承認申請者の金銭債務を国が承継する土地

- (2) **負担金等の要件**：土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**（基本は一筆20万円）と一定の**審査手数料**の納付が必要

2. 手続きの流れ

①相続等により土地を取得した者（申請権者）による承認申請

※ 共有地の場合は共有者全員で申請する



②法務大臣（法務局）による要件審査・承認

※ 実地調査権限があり、国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求められる



③申請者が負担金を納付

なお、国庫に帰属した土地は、普通財産として国（農用地・森林は農林水産大臣、それ以外の土地は財務大臣）が管理・処分します。

出典：法務省HP

（担当：監査部第1課）



IV. 奨学金返還支援制度を導入してみませんか？

現在、学生の約半数が奨学金を受給しているといわれています。奨学金の返還の一部を企業が肩代わりする＝奨学金支援制度を導入することは、採用において競争優位を確保できますし、従業員のモチベーション向上や帰属意識も高まります。

従来は、従業員の給与や賞与に加算するなどして従業員に対し返済原資を支給し、従業員がその返済原資から奨学金を返済するものでした。

これにつき、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）は、令和3年4月から、機構の貸与奨学金を受けていた従業員に対し、企業が返済額の一部または全部を直接送金することにより支援すること（以下、「代理返還」という）を受け付けています。これは機構が提供する企業の返還支援（代理返還）システム「スカラK I」を利用して行うもので、具体的には、企業は月初に、支援対象者への支援額を「スカラK I」に入力し、機構は支援額を記載した払込取扱票を企業に送付、企業は送付された振込取扱票で送金するという手順を取ります。これについては、機構ホームページを参照してください。

URL：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

1. 代理返還の税、社会保険における取り扱い

- ① **所得税**：企業が直接機構に送金することにより通常の給与と返還額が区別され、返還額にかかる所得税は非課税
- ② **法人税**：代理返還した場合、従業員に支給した場合のどちらも、損金算入、賃上げ促進税制の対象となる。ただし、役員給与・過大な使用人給与などは損金不算入

支援方法 税別	代 理 返 還	従 業 員 に 支 給
所得税	非課税	課税
法人税	損金算入 賃上げ促進税制の対象	損金算入 賃上げ促進税制の対象

- ③ **社会保険料**：本来の給与とは別に機構に送金する場合は報酬等に該当しない

支払方法 支援方法	代 理 返 還	従 業 員 に 支 給
給与とは別に送金する場合	報酬等に該当しない	
給与規定などにに基づき給与に代えて送金する場合	報酬等に該当する	報酬等に該当する

2. 奨学金返還支援制度導入企業へのサポート

長野県では令和5年度から奨学金返還支援導入企業サポート事業を始めます。

対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業、NPO法人、社会福祉法人など ● 従業員への奨学金返還支援制度を設けていること（注） （注）就業規則または社内規定で定められていることが必要
対象条件	以下の各種認定制度を1つ以上取得していること 県：「職場いきいきアドバンスカンパニー」 国：「くるみん」「ユースエール」「えるぼし」
対象従業員	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象企業が返還支援制度創設後、採用された者（中途採用者を含む） ● 雇用期間の定めのない正社員である者 ● 奨学金の返済においてその他の金銭的支援を受けていない者
補助額	補助割合1/2で上限額支援対象従業員1人当たり年間10万円
上限人数	1社あたり各年度3人（上記各種認証を2以上取得の場合は5人）
補助期間	入社した年度を含め5会計年度（支援対象従業員1人あたり）

※ その他、上田市など独自の制度のある市町村がありますので、市町村のホームページも併せてご確認ください。

参考資料：ビジネスガイド1月号 奨学金返還支援（代理返還）制度導入の法的留意点
長野県ホームページGO FUTURE（担当：総務部）



V. 消費税の免税購入対象者が変わります

平成 26 年 10 月より行われてきた消費税免税制度に、外国人旅行者による地方での消費を拡大し地域経済の活性化を図る目的の拡充策第 7 弾として、令和 5 年 4 月より免税購入対象者の明確化が行われます。

今まで	令和 5 年 4 月 1 日より
外国籍を有する者	在留資格が「短期滞在」、「外交」、「公用」の者 (注 1) 在留資格が「留学」、「家族滞在」、「特定活動」、「研修」、「技術・人文知識・国際業務」、「報道」、「永住者」、「技能実習」等の者は対象外となります。 (注 2) その他の上陸の許可(船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書等)にて在留する者及び米軍関係者は引き続き対象です。
日本国籍を有する者	非居住者かつ国内以外の地域に引き続き 2 年以上住所又は居所を有する者 (注 3) 「戸籍の附票の写し」または「在留証明」で確認できること。 (注 4) 海外滞在期間が 2 年未満である者は、外国にある事務所へ勤務する目的または 2 年以上滞在する目的で出国した者であっても対象外となります。

今回の改正の背景には、外国人旅行者による地方での旅行消費を拡大し、地域経済の活性化を図る目的もありますが、増加する消費税免税制度の不正利用を防止する目的もあります。

例えば、2022 年 10 月読売新聞に掲載された事例では、百貨店大手 3 社への税務調査で、消費税の免税販売の要件を満たさない取引などが見つかり、3 社合計で約 1 億 1,000 万円の消費税追徴課税がされました。税務調査では、来日から 6 か月以上経過した免税対象外の外国人への販売など、免税要件を満たさない取引が見つかり、同一人物が転売目的で同じ化粧品的大量購入を繰り返している不審な取引等も確認されました。

今回の改正で、Visit Japan Web サービス(注 5)の情報読み取り制度導入により、免税購入対象者の判定が容易になります。地方でも、上記の様な不正は他人ごとではありません。消費税の思わぬ追徴課税をされないよう、正しい免税手続きによる取引を励行しましょう。

(注 5) 「Visit Japan Web サービス」とは、観光庁が運営する日本の観光情報ポータルサイトです。日本国内外からの観光客向けに、観光地やイベント、グルメ情報等を提供しています。今回の改正により、同サービスで表示される二次元コードを免税店で読み込むことにより、免税購入対象者の旅券情報を受けることが可能になります。

※詳細は下記「消費税免税制度改正のお知らせ(国土交通省)」をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/reiwa4kaisei.html>

(担当：監査部第 2 課)





VI. 令和6年4月より適用「建設業の時間外労働の上限規制」

「働き方改革関連法」が2019年4月1日より順次施行されています（中小企業は2020年4月1日）。建設業は5年間の猶予が与えられていましたが、2024年（令和6年）4月1日より時間外労働の上限規制が適用となります。

令和6年4月1日以降、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情（特別条項）がある場合でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

【労働時間の上限】

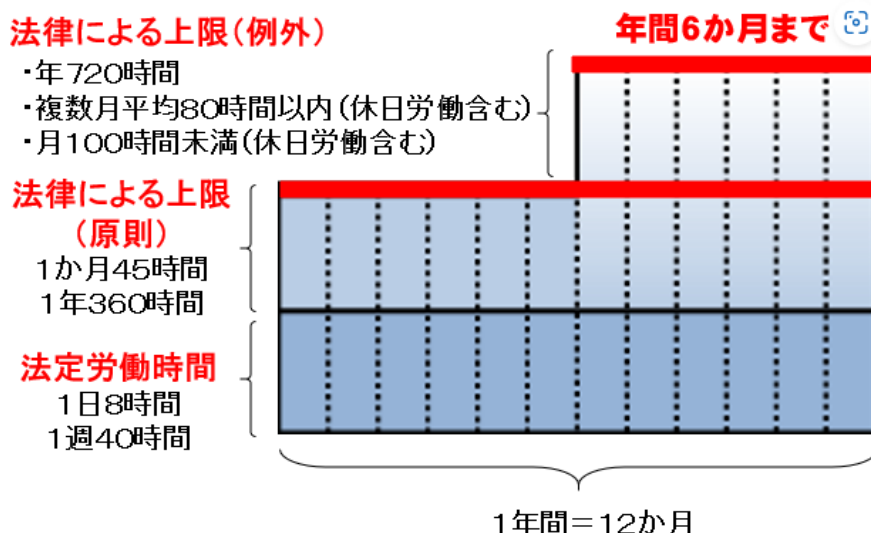
- ① 1年間の労働時間は **720時間以内**であること
- ② 1か月の時間外労働と休日労働の合計は **100時間未満**であること
- ③ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり **80時間以内**であること
- ④ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**であること

<例外>

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計については「月100時間未満」、「2～6か月平均80時間以内」は2024年（令和6年）4月1日以降も適用されません。

来年の施行日までに「所定労働時間の枠組みの見直し」や「年次有給休暇の取得促進」「適正な工期の設定」などの取り組みが今後必要になってくるものと思われます。

<上限規制のイメージ図>



厚生労働省 HP より
(担当：監査部第3課)





Ⅶ. 【会社法シリーズ⑥】株主総会議事録の作成について

株主総会の流れについて前回までお伝えしましたが、総会後に忘れてはいけないのが議事録の作成です。会社法第 318 条においても、この議事録の作成及び 10 年間の備え置きが義務付けられています。

1. 記載すべき事項

議事録には以下の項目を記載しなければなりません。(会社法施行規則 72③)

- ① 開催された日時及び場所
- ② 議事の経過の要領及びその結果
- ③ 株主総会において述べられた意見または発言の内容
- ④ 出席した取締役、監査役の氏名
- ⑤ 議長の氏名
- ⑥ 議事録作成者である取締役の氏名

基本的には以上の内容が含まれていれば、書き方等の形式は自由となっています。ただし、変更登記等の添付書類として議事録を提出する場合は、追加で記載しなければならない項目が細かくあります。

2. 押印は必要？

取締役会議事録の場合、出席役員全員の記名押印が義務付けられており、「取締役会の決議に参加した取締役であり、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する」としています。(会社法 369⑤)

一方、株主総会は押印義務についての定めはありません。しかし、その議事録が真正に作成されたものであることの証明や、トラブル防止の観点から押印することをお勧めします。また以下の場合は、押印が必須となります。

①定款にて定めている場合

例えば「株主総会議事録には出席取締役及び出席監査役の全員が記名押印する」といった定めがある際は全員の押印が必要です。

②登記添付書類の場合

役員変更等があり、議事録を添付書類として提出する場合は押印が必要です。会社実印・個人の実印・認め印等、登記内容により求められる印鑑が異なります。

3. オンラインによる出席はどうすればよい？

コロナ禍の影響により、リモートで会議をする機会が増えました。通信状況が問題なく終了した場合は、議事録には「出席者の姿及び音声^①が他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会する時と同等に相互に円滑に意思の疎通ができることを確認した」「WEB会議システムが終始異常無く終了した」といった内容を明記すれば、実際の参加と同等に扱うことができます。

また、一部の出席者がオンラインの場合は氏名の隣に「WEB会議システムを通じての出席」と付記し、全員がオンラインの場合は、議長の所在地を開催場所として記載することが必要と

なります。

基本的な内容でしたら、議事録は一度作ってしまえば毎回内容を塗り替えるだけで簡単に作成できます。しかし登記に添付する場合や、書面決議、オンライン開催等の場合は作成や押印について細かく決められた事項がありますので、お近くの司法書士または当方でも作成や、作成に関する相談を受け付けておりますのでお問い合わせください。

参考：実務解説 中小企業の株主総会—手続と書式—（新日本法規出版株）
（担当：総務部）



VIII. 私の履歴書 17 温泉旅館の再生② 所長 佐藤 英人

1. 東信の老舗旅館（2006年～2007年）

長野県においてバブルからバブル崩壊の1998年頃までの温泉地では団体客が中心でした。この東信の老舗旅館も、会議等での団体客の利用や、会社の大型忘年会・新年会が中心で、宴会が終わるとマッサージ師が何人もフロントに常駐し、館内にはフィリピンショー、食後のそば・ラーメンなど宴会後の施設も充実し、また街に繰り出せばストリップ劇場やスナック街が軒を連ねていました。小諸のJCのメンバーが忘年会で芸者・コンパニオンに延長で遅くまで付きまといわれて、玉代を払えなくなり、友人に翌朝金を持って来てもらったという逸話を聞いたことがありました。

この旅館については、前回の旅館の再生を一緒に行った銀行の再生担当に手伝いを依頼され、関与しました。経営陣の意見が異なることが多く、意思決定は土曜日の取締役会で決定ということでしたので、私も大事な取締役会には約1年間出席していました。

設備が老朽化しており、スポンサー探しに苦労しました。修繕費を見込んで、ただなら買ってもいいというところしか県内では出て来ず、東京方面に手をのばして業界との付き合いがある副社長や、常連客に強い社長の伝手で数件あたったのですが、なかなか良い先が出て来ませんでした。

1年近く経過したときに、地元との関連があり、長野県出身の方が社長である東京の上場会社が名乗りを挙げてくれ、再生作業が始まりました。まずは臨時株主総会でしたが、株主が100人以上いて、しかも親族内での意見も様々でまとまらず、最後はメイン銀行の支店長にも説得に回っていただき、総会は何とか乗り切りました。

また、準メイン銀行等との調整も作業が大変でした。また東京の政策公庫の債権管理担当には初めて会社分割による事業の分離を認めていただき、まず受皿会社を設立しそこに吸収分割で事業と不動産と社員を承継するスキームで作業をしました。このスキームの場合は債権者催告手続きが省略できないため官報公告をしたところ、そこから嗅ぎつけた地元新聞に記事がでました。タイトルは「〇〇温泉の灯が消える！」という何ともひどい記事でした。破産や廃業ではないのに、地域全体がおかしくなったかのような記事でした。まだ私的再生が社会的に認知されておらず、そんな時代だったと思います。



2. 中信地区の旅館再生（2007年～2009年）

上記の案件でスポンサー候補として交渉した中に北陸の大型旅館がありました。そのコンサル部門トップから、経営委託を受けている長野県の中信の老舗旅館の再生の依頼がありました。メイン銀行と交渉する中で時間はかかりましたが、窮状を理解いただき、入札方式であればとの条件で、再生への了解がとれました。

その旅館の社長が依頼した森・濱田松本法律事務所に所属していた大宮立（たつし）弁護士が債務者側につき再生作業を主導され、私はスポンサーとなる企業側のアドバイザーとして関わりました。大宮弁護士とは、当時は相手側で対立する関係ではありましたが、結局私がついたスポンサーでの再生が完了できました。結局、当初依頼があった北陸の旅館は入札から降りてしまいました。

この案件では、何とかご子息への将来の承継を模索しましたが、途中で降りてしまったことが悔やまれました。また新設分割スキームで不動産取得税の非課税要件に付き、必要な条件は満たしていたのですが、「主要な債務の引継ぎ」がないので数千万円の課税だといわれ、1年近く担当していた原田税理士が交渉し、県の担当が根負けして何とか課税を逃れることができました。これ以降は、分割では「債務の承継」を必ず行うようにしています。

3. 福島県の温泉再生（2009年～2010年）

旅館再生①で、登場した全旅連関係の渡辺コンサルより、2件の旅館再生案件の紹介を受けました。このうち1件を中信の温泉旅館で知り合った大宮弁護士に依頼し、また当時コンサルをしていた、九州の嬉野温泉の和多屋の小原社長の息子（現社長）と再生作業を進めました。大宮弁護士がサービス等との交渉を進めていただき、スキームは会社分割で親族にスポンサーになっていただき、無事再生は終了しました。

顧問の鈴木税理士とも親しくなり、この鈴木税理士からは、その後福島の大規模病院の民事再生案件のお手伝いを2件続けて依頼されました。

再生の出口も1年後に終わり、すべて終わったときに関係者が福島の旅館に集まって祝杯を挙げたのですが、その数カ月後に福島原発の爆発という3・11が発生し大変な事態に巻き込まれていきました。当時は、鈴木税理士も数カ月間軽井沢に疎開していたとのことでした。

債権者の1社であったサービスの東京債権回収(株)は、債権の一部を回収した翌日に特別清算を申請し負債80億円で倒産したのでビックリした記憶があります。残債権は他のサービスに譲渡し、特別清算で処理は終了しましたが…。

このように再生は、人と人とのつながりで紹介され始まることがほとんどです。渡辺コンサルも大宮弁護士も知り合った案件ではいわば敵同士のような立場でしたが、その後は、事業再生という共通の目的の中で、信頼関係を作っていくことが出来たと思っています。





事務所カレンダー



※この予定は変更する場合がございます

4月	4日(火)	会議・研修日
	22日(土)	営業日
	24日(月)	所得税振替日(個人振替納税者)
	27日(木)	消費税振替日(個人振替納税者)
5月	2日(火)	会議日
	13日(土)	営業日
	20日(土)	営業日
6月	1日(木)	会議・研修日
	12日(月)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	4日(火)	会議・研修日
	10日(月)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
		・算定基礎届提出期限
22日(土)	営業日	

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30～11:00頃まで
	・研修: 午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

◆◇◆ 編集後記 ◇◇◆

早いもので令和5年も4月に入りました。4月といえば、入学・就職・異動や転居などで生活環境が変わった、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。実は法令関係も4月に改正施行で変わった、というケースが結構あるようです。前号2月号や今号の本誌では、そうした4月1日施行の法令関係で重要そうな記事もピックアップさせていただきました。皆様のお仕事や日々の生活に関連したものがいないか、是非チェックしていただければと思います。